

# 海老名市公共施設利用予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、海老名市公共施設利用予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、海老名市（以下「市」といいます。）が設置する公共施設の利用申込等手続きを行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約への同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等の手続きを行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、市は本システムによるサービスを提供します。

本システムの利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。ただし、何らかの理由により、本規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(用語の定義)

第3条 本規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 施設 本システムにより利用申込等手続きを行う対象となる施設として別表に掲げるものをいいます。
- (2) 指定管理者 地方自治法第244条の2第3項の規定により施設の管理を行わせるものとして市が指定したものをいいます。
- (3) 利用者 本システムのサービスを受ける個人又は団体をいいます。
- (4) 利用者カード 利用者に発行される施設予約システム利用者カードをいいます。
- (5) カード番号 利用者カードに記載された、利用者カードを一意に識別する番号をいいます。
- (6) パスワード 本システムの本人認証に用いるパスワードをいいます。
- (7) コールセンター 利用者からの本システム利用上の問い合わせの受付及び回答を行う機関をいいます。

(8) 利用申込等手続 利用の申込と変更・取消、予約内容の確認、抽選の申込と変更・取消、抽選申込内容の確認、抽選結果の確認、当選の確定、空き情報の照会をいいます。

(9) 登録窓口 スポーツ施設においては、海老名市役所文化スポーツ課、海老名運動公園総合体育館及び北部公園体育館を、えびな市民活動センターにおいては海老名市役所市民活動推進課及びえびな市民活動センターをいいます。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、本システムの利用者登録事前入力機能で利用者登録申込（以下「利用者登録事前入力」といいます。）を行い、登録窓口へ本人（団体の場合は代表者又は連絡者本人）を確認できる書類等（学生証、運転免許証、住民基本台帳カード等）を提示し、利用者登録の申請を行うものとし、ます。なお、本システムの利用者登録事前入力機能を使用できない場合は、本人確認できる書類等を持参のうえ、海老名市施設予約システム利用者登録申請書（第1号様式・個人用又は第2号様式・団体用）を登録窓口へ提出するものとし、ます。

2 えびな市民活動センターにおいては、個人登録で登録者が中学生以下の場合、海老名市公共施設利用予約システム利用者登録申請書（第3号様式・保護者署名用）による保護者の署名が必要となります。（以下、「海老名市公共施設利用予約システム利用者登録申請書（第1号様式～第3号様式）」を「登録申請書」といいます。）

3 登録申込又は登録申請の際に、メールアドレスを登録すると、利用者登録事前入力申込・抽選申込等の申請後、申請内容の確認メールを受信することができるようになります。

(利用者カードの発行)

第5条 市または指定管理者は、前条により申請のあった利用者登録事前入力申込又は登録申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは当該申込者等に対して、施設予約システム利用者カード（第4号様式）（以下、「利用者カード」といいます。）及び施設予約システム利用者登録書（第5号様式）（以下、

「利用者登録書」といいます。)を交付するとともに、利用者登録事前入力申込又は登録申請書の内容及びカード番号を入力し、本システムによる予約が利用できるように手続きを行います。

2 前項に掲げる利用者カード及び利用者登録書の交付を受けた利用者は、次の各号の内容に留意して取り扱うものとします。

(1) 利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定の欄に署名(団体の場合は団体名を記入)してください。

(2) 利用者カード及び利用者登録書は慎重に取扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に使用し、管理してください。

(3) 利用者は、施設を利用するときは、必ず利用者カードを窓口に提示してください。

(4) 利用者カードは、登録した個人又は団体以外は使用できません。また、利用者カードは、他人に譲渡し、又は貸与することはできません。

(カード番号及びパスワードの利用及び管理)

第6条 利用者は、本システムの利用にあつては、カード番号及びパスワードを本システムに入力することにより、利用申込等手続きを行うことができます。

2 前項に掲げるカード番号及びパスワードは、次の各号の内容に留意して厳重に管理して下さい。

(1) カード番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。

(2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。

(3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。施設及びコールセンターからパスワードを電話等でお問合せすることはありません。

(4) カード番号及びパスワードを忘失した場合は、速やかに登録窓口に連絡し、その指示に従ってください。この場合において、管理者は新しいパスワードを付与するものとする。(付与されたカード番号及びパスワードの変更を行おうとする場合は、本システムにより変更することができます。)

3 市または指定管理者は、これら嚴重に管理されたカード番号及びパスワードにより行われた利用申込等手続きについては、本人により行われたものとみなします。

(利用者カードの紛失又は盗難)

第7条 利用者は、利用者カード及び利用者登録書を紛失したとき又は盗難にあったときは、直ちにその旨を登録窓口に連絡するものとします。

(利用者カードの再発行)

第8条 市長は、前条に掲げる紛失したとき又は盗難にあったときでも、再発行しないものとします。

2 利用者は、前項に掲げる紛失又は盗難にあった場合は、新たに登録申込又は登録申請を行ない、新しい利用者カードの発行を受けるものとします。なお、利用者カードを著しくき損した場合は、登録窓口でき損した利用者カードと引き換えに利用者カードの再発行を受けるものとします。

(利用者登録の変更)

第9条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、登録窓口へ遅滞なく変更内容が確認できる身分証等を提示し、登録申請書に利用者カードを添えて、利用者登録の変更手続きを行うものとします。

(利用者登録の期間)

第10条 利用者登録の申請を行い、市または指定管理者が利用者として認めた日を登録日とし、登録日から5年間を登録期間とします。この場合において、登録期間中に1回以上の利用があった場合は、引き続き5年間を登録期間とします。

(利用者登録の廃止)

第11条 利用者は、利用者登録を廃止する場合は、登録窓口に登録申請書を提出するとともに、利用者カードを返却するものとします。利用者から廃止の申し出があったときは、市または指定管理者は、利用者登録を廃止します。

2 市または指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を廃止するものとします。

(1) 登録期間中に利用がなかった場合

- (2) 虚偽の申請をした場合
- (3) 本規約又は施設の管理に関する条例、規則等に違反をした場合
- (4) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合
- (5) その他利用者として不相当と認めた場合

(利用方法)

第12条 本システムによる利用申込等手続の具体的な方法については、市が別に定めるものとします。

(利用時間)

第13条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。

- (1) 予約の申込と変更・取消・内容確認、抽選の申込と変更・取消・内容確認、当選の確定について 原則として終日（ただし、抽選申込みや予約申込みの受付初日は午前5時から開始します。）
- (2) 予約の空き情報の照会、施設情報照会について 終日

2 市は、前項に規定する利用時間にかかわらず、緊急の保守・点検を行う場合は、本システムの一部又は全部を停止する場合があります。この場合において、本システムのトップページで事前にお知らせしますが、市が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用上の問合せ)

第14条 本システム利用上の問合せは、コールセンターにおいて次のとおり対応します。

2 コールセンター

- (1) 電話による対応 9時から17時まで

**ナビダイヤル 0570-073-489**

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除きます。

- (2) FAXによる対応 原則24時間

**FAX番号 0570-037-489**

ただし、回答については、前号の対応日時と同様とします。

(3) WEBフォームによる対応 原則24時間

WEBフォーム

<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Portal/Web/>

ただし、回答については、第1号の対応日時と同様とします。

### 3 登録窓口

(1) スポーツ施設

① 海老名市役所文化スポーツ課 8時30分から17時15分まで

電話番号 046-235-4927

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)

② 海老名運動公園総合体育館 8時50分から20時まで

電話番号 046-235-7204

(休館日及び年末年始を除く。)

③ 北部公園体育館 8時50分から20時まで

電話番号 046-292-3300

(休館日及び年末年始を除く。)

(2) えびな市民活動センター

① 海老名市役所市民活動推進課 8時30分から17時15分まで

電話番号 046-235-4794

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)

② えびな市民活動センター ビナレッジ (交流館)

9時から22時まで

電話番号 046-259-8116

(休館日及び年末年始を除く。)

③ えびな市民活動センター ビナスポ (レクリエーション館)

9時から22時まで

電話番号 046-259-9450

(休館日及び年末年始を除く。)

(利用環境)

第15条 本システムは、次の各号に掲げる機器で利用することができます。

- (1) インターネットに接続できる電子計算機
- (2) 施設の窓口に設置するタッチパネル式窓口端末

2 利用できる環境は、利用者ガイドブック等でお知らせします。

(抽選申込件数の制限)

第16条 利用者が1ヶ月に抽選申込できる件数の上限は、利用する施設が定めるものとしします。

(予約の変更、取消の受付期間)

第17条 本システムでは利用者からの予約の変更、取消ができる期間を施設ごとに設けています。

2 利用者は、前項の受付期限を過ぎて予約の変更、取消を行おうとする場合は、利用する施設にその旨を申し出ることとしします。

3 市または指定管理者は、前項の申し出があった場合及び利用者が予約取消を行わずに施設を利用しなかった場合には、本システムの利用を制限することがあります。

(障害時の措置)

第18条 本システムが障害等により利用できなくなった場合には、速やかにコールセンターに連絡してください。

(禁止事項)

第19条 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 利用申込等手続以外の目的で利用すること。
- (2) 不正にアクセスすること。
- (3) 管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人のカード番号、パスワードを不正に使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御装置)

第20条 市は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らか  
な場合、又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由があると認める場合は、  
利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を  
行うことができるものとします。

(免責事項)

第21条 市または指定管理者は、利用者が本システムを利用したことにより発生し  
た、利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いま  
せん。

2 市は、本システムの運用の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害につ  
いて一切の責任を負いません。

(著作権)

第22条 本システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、  
日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含まれているプログラ  
ム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

(本システムへのリンク)

第23条 本システムへのリンク設定は、下記のとおりです。

(1) パソコン 【<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Portal/Web/>】

(2) スマートフォン 【<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/ebina/smartphone/>】

2 前項に掲げるURLは、ページの構成変更等によりURLが変更になることがあります  
ので、ご了承ください。

(個人情報の保護)

第24条 利用者の申請に基づく個人情報について、市または指定管理者は本来の目  
的以外に使用しないとともに、その管理に十分な注意を払うものとします。



(準拠法及び管轄)

第25条 本規約は法令等に準拠するものとします。また、本システムの利用又は本規約に関して利用者と市の間を生ずる全ての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第26条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

#### 附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行します。

この規約は、平成25年2月1日から施行します。

この規約は、平成25年8月15日から施行します。

この規約は、平成26年9月1日から施行します。

この規約は、平成27年4月1日から施行します。

この規約は、令和3年11月29日から施行します。

<平成17年5月1日制定>

別表（第3条関係）

施設グループ	施設名	
スポーツ施設	海老名運動公園	総合体育館
		屋内プール
		陸上競技場
		野球場
		庭球場
		多目的広場
	北部公園	体育館
		庭球場
	中野公園	人工芝グラウンド
	中野多目的広場	
	今里庭球場	
	下今泉庭球場	
	学校夜間照明	
えびな市民活動センター	ビナレッジ（交流館）	
	ビナスポ（レクリエーション館）	